

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 14 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 3 号（令和 5 年 1 月 26 日付）分・・・2 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

建設政策課「飯塚市営飯塚立体駐車場」【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 会計年度について</p> <p>歳出の会計年度所属について、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 2 号では「給与その他の給付（略）は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度」、及び第 5 号では「前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度」と規定されている。</p> <p>また、飯塚市営飯塚立体駐車場の管理運営に関する基本協定書第 10 条では、「甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。」と規定されている。</p> <p>指定管理者は、令和 3 年 4 月 1 日から指定管理業務を開始するにあたり、その準備経費として人件費（84,100 円）及び消耗品費・備品費（初期準備費：727,295 円）を令和 3 年度の指定管理料から支出してい</p>	<p>基本協定に従い指定管理者と協議し、指定管理期間前の令和 3 年 3 月に負担行為していた準備経費について、令和 3 年度の指定管理料からの支出はできない旨指導し、決算書の是正を行った。</p> <p>今後は基本協定に沿った適正事務を行うよう指定管理者に指導を行った。</p> <p>また、次回以降の指定管理者の選定にあたっては、準備経費の取扱いについて明確にした上で事務を進めることとする。</p>

た。

しかしながら、これらの準備経費は、指定管理期間前の令和3年3月に負担行為していたものであった。これは、本駐車場の供用時間の変更（24時間対応）に伴い、指定管理者が交代したことによるものだが、準備期間、経費が必要であるならば、所管課は、指定管理期間の検討、令和2年度予算への計上などの措置を講ずるべきであったと思料する。

今後は適切な措置を行い、指定管理者と十分な調整を行うこと。

2 経費の管理及び収支計算書（決算書）について

飯塚市営立体駐車場指定管理者の仕様書14(3)では、「経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して管理すること。」と定められている。

指定管理者は、専用の口座は開設しているものの、すべての経費を本口座で管理しておらず、通帳及び帳簿等について指定管理業務とその他の業務に係る経費を区分していなかった。

そのため、令和3年度収支計算書（決算書）について、通帳及び帳簿等との照合ができず金額の積算に手間がかかる状況であり、金額誤りが多く見受けられた。

今後は、本仕様書に従い経費の管理を行うよう指定管理者に指導すること。

令和3年度収支計算書（決算書）について、支店・物件別元帳を利用して、通帳との照合をすることで金額の誤りをなくし、訂正した収支計算書（決算書）を提出するよう指定管理者に指導し是正を行った。

今後は、仕様書に従い指定管理業務とその他の業務に係る経費を区分し、専用の口座で経費の管理を行うよう指導した。

費目	金額（誤）	金額（正）	備考
非常勤職員給与	1,233,033円	1,232,133円	
消耗品費	274,121円	292,833円	
什器備品費	55,000円	78,760円	
租税公課	4,620円	4,520円	費目違い →手数料
初期準備費	732,707円	727,295円	